

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（国民健康保険税）	
要望項目名	個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法</p> <p>・ 特例措置の内容 国民健康保険税及び給付水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法の見直しを行う。</p>	
関係条文	地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第2項 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89第1項並びに第2項第2号	
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直し、国民健康保険税や給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図る。 ※平成30年度税制改正：個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除及び公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を令和3年1月1日より施行。</p> <p>(2) 施策の必要性 国民健康保険被保険者における国民健康保険税や給付の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように適切な措置を講じて、安定的な制度の運用を図るという観点から、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直す必要がある。</p>	
本要望に 対応する 縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直し、国民健康保険税や給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和 3 年 1 月 1 日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直し、国民健康保険税や給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直し、国民健康保険税や給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 30 年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険被保険者に係る所得等の算定方法を見直し、国民健康保険税や給付の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図ることが可能である。
	ページ	5—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	5—3